令和５年度船橋市子どもの成長応援臨時給付金支給事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「令和５年度千葉県子どもの成長応援臨時給付金支給要領」（令和５年６月２日付け子第３９７号－１千葉県知事通知）に基づき、物価高騰の影響を踏まえ、小学生及び中学生の児童のいる世帯に対して、臨時的な給付措置として実施する、令和５年度の子どもの成長応援臨時給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　子どもの成長応援臨時給付金　前条の目的を達するために、船橋市によって贈与される給付金をいう。

二　支給対象者　別記第１に掲げる子どもの成長応援臨時給付金が支給される者をいう。

三　一般支給対象者　対象児童と同一の市町村に住民登録がある支給対象者のうち、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者（法附則第２条第１項の規定による特例給付の受給者を含む。）　で、法第 17 条第１項に規定する公務員を除いた者をいう。

四　対象児童　別記第２に掲げる者をいう。

（子どもの成長応援臨時給付金の支給等）

第３条　船橋市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子どもの成長応援臨時給付金を支給する。

２　前項の規定により支給対象者に対して支給する子どもの成長応援臨時給付金の金額は、対象児童１人につき 10 千円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第４条　船橋市は、一般支給対象者に対し、子どもの成長応援臨時給付金の支給の申込みを行う。

２　一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子どもの成長応援臨時給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

３　船橋市長は、支給の申込みを行った後の船橋市長が別に定める日までに、前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子ど

もの成長応援臨時給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第５条　一般支給対象者に対する船橋市による支給は、第１号に掲げる方式により行う。ただし、一般支給対象者が児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子どもの成長応援臨時給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第２号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号又は第２号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第３号に掲げる支給方式を行う。

一　児童手当口座振込方式　船橋市が把握する令和５年５月分の児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

二　指定口座振込方式　前条第３項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出、船橋市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

三　窓口現金受領方式　前条第３項の支給決定前までに第１号の口座の解約等を届け出、船橋市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（一般支給対象者以外の者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第６条　一般支給対象者以外の申請が必要となる支給対象者に対して支給する子どもの成長応援臨時給付金に係る船橋市の申請受付開始日は、次条第２項各号に掲げる申請方式ごとに船橋市長が別に定める日とする。

２　申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から３か月以上６か月以内の船橋市長が別に定める日とする。

（申請及び支給の方式）

第７条　一般支給対象者以外の支給対象者は、別紙様式第３号の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

２　一般支給対象者以外の支給対象者による申請及び船橋市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第３号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号又は第２号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

一　郵送申請方式　申請者が申請書を郵送またはオンラインにより船橋市に提出し、船橋市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二　窓口申請方式　申請者が申請書を船橋市の窓口に提出し、船橋市が申請者

から通知された金融機関の口座に振り込む方式

三　窓口現金受領方式　申請者が申請書を郵送により、又は船橋市の窓口において船橋市に提出し、船橋市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

３　船橋市長は、第１項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第８条　代理により前条第１項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他船橋市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（一般支給対象者以外の支給対象者に対する支給の決定）

第９条　船橋市長は、第７条第１項の規定により提出された申請書を受理したときは、内容を確認の上、申請書に不備がない場合に支給を決定し、当該一般支給対象者以外の支給対象者に対し、子どもの成長応援臨時給付金を支給する。

２　申請書の不備による振込不能等があり、船橋市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

３　既に支給の決定がされている本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

（子どもの成長応援臨時給付金の支給等に関する周知）

第 10 条　船橋市長は、子どもの成長応援臨時給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 11 条　船橋市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第６条の申請期限までに第７条第１項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子どもの成長応援臨時給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　船橋市長が第４条第３項の規定による支給決定を行った後、同決定を行っ

た時点において船橋市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子どもの成長応援臨時給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和６年３月３１日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

３　船橋市長が第９条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、船橋市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第 12 条　船橋市長は、子どもの成長応援臨時給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子どもの成長応援臨時給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子どもの成長応援臨時給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 13 条　子どもの成長応援臨時給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 14 条　この要綱の実施のために必要な事項は、船橋市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年７月３日から施行する。

別記（第２条関係）

第１　支給対象者

１　子どもの成長応援臨時給付金は、令和５年４月 30 日（以下「基準日」という。）に千葉県内の市町村に住民登録がある対象児童について法第４条に規定する支給要件を満たす者（以下「養育者等」という。）に対して支給する。

２　１の規定にかかわらず、子どもの成長応援臨時給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に養育者等に対して子どもの成長応援臨時給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

①　基準日後に養育者等が死亡した場合（この２の規定により子どもの成長応援臨時給付金を支給される者が、当該者に対して子どもの成長応援臨時給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る対象児童の養育者等その他これに準ずるものとして適当と認められる者
②　基準日の翌日から子どもの成長応援臨時給付金の支給が決定されるまでの間に、養育者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第４条第１項第４号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）であることを市町村が把握した場合	左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第４条第１項第４号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者
③　基準日の翌日から子どもの成長応援臨時給付金の支給が決定されるまでの間に、養育者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第７条第１項の規定による認定の	左欄に掲げる当該者の配偶者

請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が養育者等に対して子どもの成長応援臨時給付金を支給する市町村に到達した場合	
④　その他知事が認める場合	知事が認める者

第２　対象児童

１　第１に規定する者に支給される子どもの成長応援臨時給付金の対象児童（子どもの成長応援臨時給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、支給対象者に養育されている平成 20 年４月２日から平成 29 年４月１日までに出生した、かつ、４月３０日時点で船橋市に住民登録がある児童とする。

２　ふなっこ子育て応援給付金の対象児童となった児童は、本給付金の対象児童からは除外する。

（様式第3号）

子どもの成長応援臨時給付金申請書（請求書）

市町村
受付印

船橋　市長あて

1．申請・請求者(保護者)

記入日	令和　年　月　日

（フリガナ） 氏　名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
	男・女	S・H 年　月　日	電話　（　　）

2．1の配偶者等

（フリガナ） 氏　名	性別	生年月日	同居・別居	別居の場合は住所を記載
	男・女	S・H 年　月　日	同居・別居	電話　（　　）

※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

3．受取方法

① 指定の金融機関口座（1．の申請・請求者（保護者）の口座とします。）への振込み

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	（フリガナ） 口座名義
1.銀行　5.農協 2.金庫　6.漁協 3.信組　7.信漁連 4.信連 金融機関番号	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

② 公金受取口座を希望する場合は、コールセンターへご連絡ください。（047-401-8728）

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

4. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

	（フリガナ） 氏　　名	続柄	性別	生年月日
1			男・女	H ・ R 年　月　日
	現住所（別居の場合のみ記入）			令和5年4月30日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要
2	（フリガナ） 氏　　名	続柄	性別	生年月日
			男・女	H ・ R 年　月　日
	現住所（別居の場合のみ記入）			令和5年4月30日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要
3	（フリガナ） 氏　　名	続柄	性別	生年月日
			男・女	H ・ R 年　月　日
	現住所（別居の場合のみ記入）			令和5年4月30日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要
4	（フリガナ） 氏　　名	続柄	性別	生年月日
			男・女	H ・ R 年　月　日
	現住所（別居の場合のみ記入）			令和5年4月30日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要
5	（フリガナ） 氏　　名	続柄	性別	生年月日
			男・女	H ・ R 年　月　日
	現住所（別居の場合のみ記入）			令和5年4月30日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要

5. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円

※対象児童1人につき1万円になります。（詳細は記載要領を参照してください。）

【誓約・同意事項】

（1）子どもの成長応援臨時給付金の支給要件に該当します。
（2）子どもの成長応援臨時給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市町村が必要な情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
（3）公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
（4）この申請書は、市町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
（5）市町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
（6）給付金の支給後、令和5年4月30日より前に遡って住民票が削除された場合など、子どもの成長応援臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子どもの成長応援臨時給付金を返還します。